【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成25年11月13日

【四半期会計期間】 第88期第3四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)

【会社名】 帝国繊維株式会社

【英訳名】 TEIKOKU SEN-I Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 飯田 時章

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋二丁目5番13号

【電話番号】 03(3281)3022(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 長谷川 芳春

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋二丁目 5 番13号

【電話番号】 03(3281)3022(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 阪田 繁

【縦覧に供する場所】 帝国繊維株式会社大阪支店

(大阪市淀川区野中北二丁目2番6号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第87期 第3四半期連結 累計期間	第88期 第3四半期連結 累計期間	第87期
会計期間	自平成24年1月1日 至平成24年9月30日	自平成25年1月1日 至平成25年9月30日	自平成24年1月1日 至平成24年12月31日
売上高(千円)	26,222,365	21,865,505	33,805,391
経常利益(千円)	4,280,897	4,739,274	5,881,130
四半期(当期)純利益(千円)	2,488,644	2,949,914	3,436,233
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	4,491,621	13,444,345	6,826,313
純資産額(千円)	22,193,790	37,370,479	24,527,071
総資産額(千円)	32,860,296	53,855,757	37,458,551
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	95.15	112.78	131.38
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	-	112.55	-
自己資本比率(%)	67.54	69.30	65.48

回次	第87期 第3四半期連結 会計期間	第88期 第 3 四半期連結 会計期間	
会計期間	自平成24年7月1日 至平成24年9月30日	自平成25年7月1日 至平成25年9月30日	
1株当たり四半期純利益金額(円)	16.62	47.79	

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 3.第87期第3四半期連結累計期間及び第87期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。 また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新たな経済・金融政策への期待感を背景に円安や株高が進行し、輸出企業を中心に業績が改善するとともに、個人消費も回復傾向にあります。

このような経営環境下、平成23年度より中期経営計画「帝国繊維(テイセン) 2 0 1 3 」をスタートさせた当社グループは、「社会にかけがえのない企業をめざして」をスローガンに、価値ある事業を更に磨き上げるべく

- ・ 総合防災事業の深化・充実・拡大 (当社のMission)
- ・ " リネンの帝国繊維 " を市場に確立する (当社のHeritage)

という二つの目標に向けて、グループ一丸となって取り組んでまいりました。

当第3四半期連結累計期間におけるセグメント別の概況は以下のとおりであります。

<防災>

昨年度受注した官公庁向け防災資機材や重機搬送車などの防災特殊車輌、電力会社など民間企業向けの大型防災資機 材が売上を伸ばしました。一方、前年同期の売上に大きく寄与した補正予算関連の官公庁向け救助用資機材やCBRNE関連 資機材などの落ち込みがあって、防災事業の売上高は167億6千5百万円(前年同期比12.3%減)となりました。

< 繊維 >

リネンを中心とした原糸販売は若干の伸びを示しましたが、前年同期の売上に貢献した補正予算関連の官公庁向け繊維資材の落ち込みが大きく、売上高は46億円(前年同期比30.4%減)となりました。

<不動産賃貸・その他>

不動産賃貸事業は概ね順調に推移しており、売上高は4億9千9百万円(前年同期比1.5%減)となりました。

その結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は218億6千5百万円(前年同期比16.6%減)、営業利益は46億1千万円(同10.3%増)、経常利益は47億3千9百万円(同10.7%増)、四半期純利益は29億4千9百万円(同18.5%増)と、昨年に続き高い水準の業績となりました。

(2)財政状態に関する分析

当第3四半期連結会計期間末の財政状態は、前連結会計年度末と比較して、総資産が163億9千7百万円増加し、538億5千5百万円となりました。

これは主として、売上債権が減少した一方で、現金及び預金の増加や保有上場株式の含み益の増加などがあったことによるものです。

負債は、仕入債務が減少した一方で、繰延税金負債の増加などがあり、前連結会計年度末と比べ35億5千3百万円増加し、164億8千5百万円となりました。

純資産は、利益剰余金の増加や保有上場株式の含み益の増加などがあり、前連結会計年度末と比べ128億4千3百万円増加し、373億7千万円となりました。

この結果、自己資本比率は69.3%となりました。

(3)事業上および財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は以下のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましく、また、最終的には株主の皆様の意思に基づき決定されるべきであると考えておりますので、十分な時間や情報を提供せずに当社株式の大規模な買付行為や買付提案を行う者等、株主共同の利益を毀損する者に関しては、その支配する者として適切ではないと判断します。

基本方針の実現に資する取組み

当社グループは創業時からうけつがれた「社会の安全、生活文化の向上に貢献する企業」を基本理念とし、総合防災事業とリネンの総合事業という2つの価値ある事業を磨き上げるべく、平成23年度よりスタートさせた中期経営計画「帝国繊維(テイセン)2013」では、「社会にかけがえのない企業をめざして」

- 1.価値ある事業を更に磨き上げる
 - ・我々のMission :総合防災事業の深化・充実・拡大
 - ・我々のHeritage: "リネンの帝国繊維"を市場に確立する
- 2. 高い目標を掲げ、マーケット対策の徹底を期す
 - ・消防防災の主要4事業分野でトッププレーヤーの地位を確立する
 - ・民需防災事業を確たる営業基盤に育て上げる
 - ・先端的防災分野への広範な参画を実現する
 - ・新たに予測される社会リスクへの十全な対応を用意する
 - ・リネンの帝国繊維を市場に確立する
- 3. 収益力の持続的強化を目指す
- ことを目標に、グループ一丸となって取り組んでまいります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための 取組み

以上の基本方針に照らしそのような不適切な者によって当社の方針決定が支配されることを防止すべく、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報や時間を確保すること等を目的として、当社は、平成23年3月30日開催の第85期定時株主総会におけるご承認を受け、当社株式の大規模買付行為(議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為)に関する対応方針(以下「本対応方針」といいます。)を定め、また、本対応方針の運用に関わり、大規模買付行為を行う際の情報提供等に関するルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を定めております。

大規模買付ルールの内容は、大規模買付者による必要かつ十分な情報(大規模買付者の概要や大規模買付行為の目的、買付後の経営方針等の情報であり、株主の皆様の判断に必要と認める場合に公表することがあります。)提供に基づき、また、社外監査役等により構成される当社から独立した特別委員会の勧告を踏まえて、当社取締役会が大規模買付行為を評価検討するというものです。

当社は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守せず、かつ、当社の企業価値や株主共同の利益を確保するために必要な場合や、大規模買付ルールは遵守されるものの、当社の企業価値や株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合(大規模買付者がいわゆるグリーンメーラーである場合等)には、特別委員会の勧告を受けた上で、当社新株予約権の無償割当て(効果を勘案して行使期間や行使条件、取得条項を設けることがあります。)を含む相当な対抗措置を発動することがあり、発動を決定した場合には、適用ある法令・金融商品取引所規則等に従い適時適切な開示を行います。

なお、本対応方針は、平成26年3月開催予定の定時株主総会の終結の時又は当社の定時株主総会若しくは取締役会において廃止する旨の決議が行われる時まで有効とし、また、本対応方針の継続には定時株主総会の承認を得ることとしております。

対抗措置が基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

1.買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を検討した上で作成したものであり、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。

2.対抗措置の客観的発動条件の設定

当社の大規模買付行為に対する対抗措置は、特別委員会の勧告を受けるほか、あらかじめ定められた合理的客観的発動条件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

3.株主意思の重視

大規模買付ルールの制定につきましては、当社は、株主総会にて株主の皆様のご承認をいただくことで、株主の皆様のご意向が反映されるものとなっております。また、その後の大規模買付ルールの継続につきましても、一定の期間ごとに株主総会に議案を提出し、株主の皆様にお諮りする予定であります。

4. 第三者専門家の意見の重視と情報開示

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、当社取締役会に対し対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

また、当社取締役会は、特別委員会に対する諮問のほか、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づいて、外部専門家の助言を得ながら、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容並びに当該大規模買付行為が当社企業価値及び当社株主共同の利益に与える影響を検討するものとします。

当社取締役会の判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

5.デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する防衛策)でもありません。

なお、以上の詳細につきましては当社ホームページ (http://www.teisen.co.jp/ir/uploads/20110215-e-news02.pdf) をご参照ください。

(4)研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は78百万円であります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)	
普通株式	97,600,000	
計	97,600,000	

【発行済株式】

種類	第 3 四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年 9 月30日)	提出日 現在発行数(株) (平成25年11月13日)	上場金融商品取引所名又 は登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	27,101,400	27,101,400	東京証券取引所市場第一部	(注) 1
計	27,101,400	27,101,400	-	-

- (注) 1.権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。 なお、平成25年10月22日開催の取締役会の決議により、平成25年11月13日を効力発生日として、単元株式 数を1,000株から100株に変更しております。
 - 2.「提出日現在発行数」欄には、平成25年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
- (2)【新株予約権等の状況】 該当事項はありません。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】 該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式	発行済株式	資本金増減額	資本金残高	資本準備金	資本準備金
	総数増減数(株)	総数残高(株)	(千円)	(千円)	増減額(千円)	残高(千円)
平成25年7月1日~ 平成25年9月30日	-	27,101,400	-	1,376,808	-	749,388

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認出来ないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 940,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 25,955,000	25,955	-
単元未満株式	普通株式 206,400	-	-
発行済株式総数	27,101,400	-	-
総株主の議決権	-	25,955	-

【自己株式等】

平成25年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
帝国繊維株式会社	東京都中央区日本橋 2 - 5 - 13	940,000	-	940,000	3.47
計	-	940,000	-	940,000	3.47

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年1月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,239,999	9,126,316
受取手形及び売掛金	7,237,574	4,119,726
有価証券	3,499,854	3,999,666
商品及び製品	3,441,312	3,545,227
仕掛品	962,954	1,066,534
原材料及び貯蔵品	331,491	357,263
繰延税金資産	143,429	131,828
その他	154,644	649,060
貸倒引当金	4,018	2,067
流動資産合計	23,007,241	22,993,558
固定資産 固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1,966,716	1,903,639
機械装置及び運搬具(純額)	306,578	325,002
工具、器具及び備品(純額)	64,725	106,934
土地	261,480	261,480
建設仮勘定	30,674	36,409
有形固定資産合計	2,630,175	2,633,465
無形固定資産		
借地権	39,904	39,904
その他	96,550	86,023
無形固定資産合計 無形固定資産合計	136,454	125,927
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
投資有価証券	11,526,210	27,747,256
繰延税金資産	25,001	27,038
その他	136,524	332,509
貸倒引当金	3,056	3,997
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11,684,680	28,102,806
」 固定資産合計	14,451,309	30,862,199
資産合計	37,458,551	53,855,757

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第 3 四半期連結会計期間 (平成25年 9 月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,642,694	3,307,223
短期借入金	77,200	77,200
役員賞与引当金	75,000	54,000
賞与引当金	-	165,792
未払法人税等	1,594,883	687,754
その他	737,867	804,167
流動負債合計	7,127,646	5,096,137
固定負債		
長期借入金	78,600	20,700
長期預り保証金	1,101,318	1,056,625
繰延税金負債	4,020,354	9,786,680
退職給付引当金	107,903	136,258
資産除去債務	59,957	59,647
長期未払金	435,700	329,230
固定負債合計	5,803,833	11,389,141
負債合計	12,931,480	16,485,278
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,373,364	1,376,808
資本剰余金	747,735	751,179
利益剰余金	15,752,700	18,048,856
自己株式	370,748	372,375
株主資本合計	17,503,050	19,804,468
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	7,004,745	17,443,348
繰延ヘッジ損益	19,274	75,103
その他の包括利益累計額合計	7,024,020	17,518,451
新株予約権	-	47,559
純資産合計	24,527,071	37,370,479
負債純資産合計	37,458,551	53,855,757

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】 【第3四半期連結累計期間】

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成24年 1 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)
売上高	26,222,365	21,865,505
売上原価	19,517,156	14,605,150
売上総利益	6,705,208	7,260,354
販売費及び一般管理費	2,526,600	2,649,794
営業利益	4,178,608	4,610,560
営業外収益		
受取利息	3,486	7,325
受取配当金	90,833	110,332
持分法による投資利益	-	777
その他	15,126	17,259
営業外収益合計	109,446	135,694
営業外費用		
支払利息	5,187	3,872
持分法による投資損失	80	-
為替差損	1,856	
その他	31	3,109
営業外費用合計	7,156	6,981
経常利益	4,280,897	4,739,274
特別利益		
固定資産売却益	12	833
ゴルフ会員権売却益	<u>-</u>	714
特別利益合計	12	1,547
特別損失		
固定資産処分損	7,819	1,312
ゴルフ会員権評価損	3,699	
特別損失合計	11,519	1,312
税金等調整前四半期純利益	4,269,391	4,739,508
法人税、住民税及び事業税	1,832,311	1,829,601
法人税等調整額	51,563	40,007
法人税等合計	1,780,747	1,789,594
少数株主損益調整前四半期純利益	2,488,644	2,949,914
四半期純利益	2,488,644	2,949,914

【四半期連結包括利益計算書】 【第3四半期連結累計期間】

		* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *
	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成24年 1 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成25年 1 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,488,644	2,949,914
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,992,820	10,438,602
繰延ヘッジ損益	10,156	55,828
その他の包括利益合計	2,002,977	10,494,430
四半期包括利益	4,491,621	13,444,345
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,491,621	13,444,345

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

該当事項はありません。

【会計方針の変更】

(減価償却方法の変更)

当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成25年1月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成24年1月1日 至平成24年9月30日)及び当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年1月1日 至平成25年9月30日)

当社グループの売上高は防災という事業の性格から、第2、第3四半期連結会計期間に比べ、第1、第4四半期連結会計期間の売上高が増加する傾向にあり、それに伴い業績にも季節的変動があります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日) 当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)

減価償却費 265,869千円 243,096千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)

配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年 3 月29日 定時株主総会	普通株式	523,114	20	平成23年12月31日	平成24年 3 月30日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)

配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年 3 月28日 定時株主総会	普通株式	653,757	25	平成24年12月31日 	平成25年3月29日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日) 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	防災	繊維	不動産賃貸	その他	計	調整額 (注) 1	四半期連結損 益計算書計上 額 (注)2
売上高							
外部顧客への売上高	19,109,723	6,605,773	345,431	161,435	26,222,365	-	26,222,365
 セグメント間の内部売上高又は振替高 	75,391	62,584	15,330	-	153,306	153,306	-
計	19,185,115	6,668,358	360,761	161,435	26,375,671	153,306	26,222,365
セグメント利益又は損失()	3,997,597	653,588	243,501	7,472	4,887,214	708,606	4,178,608

- (注) 1. セグメント利益又は損失の調整額 708,606千円には、セグメント間取引消去2,240千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 710,847千円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - 2. セグメント利益又は損失の合計と調整額の合計は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	防災	繊維	不動産賃貸	その他	計	調整額 (注) 1	四半期連結損 益計算書計上 額 (注)2
売上高							
外部顧客への売上高	16,765,998	4,600,474	345,081	153,950	21,865,505	-	21,865,505
セグメント間の内部売上高又は振替高	1,024	47,592	13,950	-	62,566	62,566	-
計	16,767,023	4,648,066	359,031	153,950	21,928,072	62,566	21,865,505
セグメント利益又は損失()	4,717,988	407,608	246,073	2,267	5,369,404	758,843	4,610,560

- (注) 1. セグメント利益又は損失の調整額 758,843千円には、セグメント間取引消去 1,138千円、各報告 セグメントに配分していない全社費用 757,705千円が含まれております。全社費用は主に報告セ グメントに帰属しない一般管理費であります。
 - 2. セグメント利益又は損失の合計と調整額の合計は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2.報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成25年1月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更したため、報告セグメントの減価償却方法を改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによるセグメント利益又は損失に与える影響は軽微であります。

(金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	95円15銭	112円78銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (千円)	2,488,644	2,949,914
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	2,488,644	2,949,914
普通株式の期中平均株式数(株)	26,155,376	26,156,788
(2)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金 額	-	112円55銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額 (千円)	•	-
普通株式増加数(株)	-	52,404
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかっ た潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変 動があったものの概要	-	-

(注)前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

EDINET提出書類 帝国繊維株式会社(E00559) 四半期報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月11日

帝国繊維株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 布施木 孝叔 印

指定有限責任社員 公認会計士 飯畑 史朗 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 千足 幸男 印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている帝国繊維株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年1月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する 結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠し て四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、帝国繊維株式会社及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. 四半期連結財務諸表の範囲には XBRL データ自体は含まれていません。